

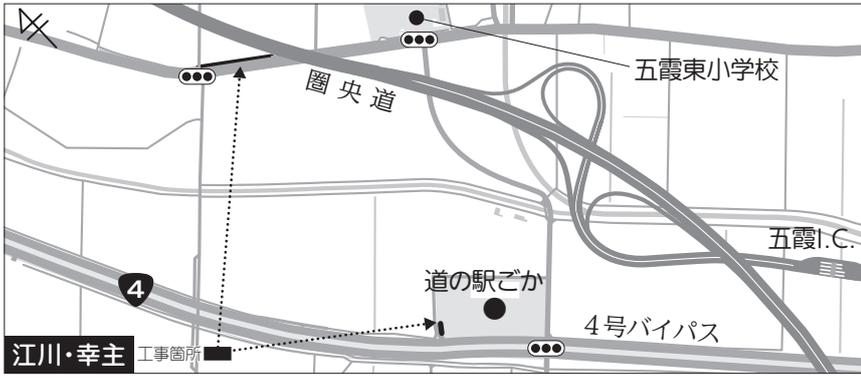
道路工事の実施について

(都市建設課)

町道の修繕工事等を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

・町道1559号線他法面整備工事

- 工事期間 2月下旬まで
- 工事箇所 江川・幸主地内
- 施工業者 小沢道路路株



・町道2062号線通学路交通安全施設工事

- 工事期間 2月下旬まで
- 工事箇所 元栗橋地内
- 施工業者 (株)岡島組



- ・町道3号線道路修繕工事
- 工事期間 3月下旬まで
- 工事箇所 元栗橋地内
- 施工業者 坂間工業所(株)



○お問い合わせ

都市建設課
☎(84)3347 (直通)

米の需要に応じた生産(生産調整)のお願い

(産業課)

米穀の需給及び価格の安定を図るため、五霞町においては、来年度以降も需要に応じた生産(生産調整)を進め、米価の安定を図っていきます。

具体的に、これまでどおり、主食用米の生産の目安となる「生産数量目標に相当する数値」とともに、主食用米以外の生産目標を示す「新規需要米等生産目標」を生産者のみなさんへ提示します。

また、県全体では、主食用米の生産が過剰になっていることから、引き続き、主食用米から月の光をはじめとする飼料用米(多収品種)への転換を進め、生産者のみなさんの所得の確保と、経営の安定を図っていきます。

主食用米の在庫が積み上がるなど、米価は下落する傾向です。需要に応じて生産していただきますようご理解ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

農業委員会からのお願い

(産業課)

五霞町農業委員会では、年に2回、農地の巡回活動を実施し、必要に応じて農地の所有者等に対し、農地の適正な管理を通知にてお願いしています。

昨年9月に実施した巡回では、雑草が繁茂する農地や休耕地等、農地として有効利用を促すべき圃場を重点的に確認し、耕作者等に農地の適正な利用と保全を呼びかけました。

農地を荒廃化させますと、次のような事が生じる場合もあります。

- 作物にとって有害な虫の発生
- 雑草の種子が一斉に拡散
- 産業廃棄物等の不法投棄
- 隣接地や道路への雑草の進入
- 道路利用者の視界遮断

これらは、近隣の農地へも悪影響を及ぼし、事故や犯罪を誘発する一因にもなり得ます。

農地は、農作物の唯一の生産基盤であり、大切な資産です。で、耕作(維持管理)が困難となった方がいましたら、そのままにせず、農業委員や農業委員会事務局へご相談ください。

農地を荒廃化させないためには「農地の貸し借り」が有効です。相対によるものではなく、法律に則って農業委員会を通し

た貸し借りであれば、貸し手、借り手も安心して契約ができます。また、農地中間管理事業を活用した貸借の場合、一定の条件を満たしますと、貸し手に協力が支払われる制度があります。

なお、協賛金制度の詳細については、産業課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)